

令和 8 年 度

本 部 事 業 計 画 書

社会福祉法人 会光慈牧小 苦
理事長 松 神 繁 俊

目 次

1. 法人の目的及び法人経営の原則	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2. 経営理念	・ ・ ・ ・ ・	P 1
3. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P 1
4. 事業運営	・ ・ ・ ・ ・	P 2
5. 理事・監事・評議員	・ ・ ・ ・ ・	P 2
6. 本部運営方針	・ ・ ・ ・ ・	P 2
7. 本年度の主な施策	・ ・ ・ ・ ・	P 4
8. 理事会・評議員会の開催	・ ・ ・ ・ ・	P 5
9. 内部監査	・ ・ ・ ・ ・	P 5
10. 福祉サービス相談委員会	・ ・ ・ ・ ・	P 6
11. 経営会議・役員施設長定例打合せ	・ ・ ・ ・ ・	P 6
12. 役員研修	・ ・ ・ ・ ・	P 6

1. 法人の目的及び法人経営の原則

社会福祉法人苫小牧慈光会は、社会福祉事業を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない法人である。

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 経営理念

一人一人が家庭的な雰囲気のもと「ひとりの人としてこれまで大切にしてきた人生」と「今を生きようとする力」を尊重し、慈 ～ ほほえみ合える喜び、光 ～ きらめき輝くことの喜び、会 ～ ふれあうことの喜び、ともに育むことを大切にします。

障害があるなし年齢にかかわらず、全ての人が人間として豊かな人生を送れるよう利用者・職員が（慈～ほほえみ 光～きらめき 会～ふれあう）の理念のもとお互いに支え合える社会の実現を目指します。

3. 基本方針

私たち苫小牧慈光会職員は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が住み慣れた地域において安心して老いることができ、支援を受けながら暮らし続けていくことができる社会の実現を願っています。

- (1) 苫小牧慈光会職員は、全ての基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービス等を提供していきます。
- (2) 苫小牧慈光会職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、介護福祉サービス等の質的向上に努め、自己の実施したサービスについては常に専門職としての責任を負います。
- (3) 苫小牧慈光会職員は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。
- (4) 苫小牧慈光会職員は、利用者に最適なサービスを包括的・継続的に提供していくため、福祉・医療・保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
- (5) 苫小牧慈光会職員は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動しま

す。

(6) 苫小牧慈光会職員は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

(7) 苫小牧慈光会職員は、全ての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4. 事業運営

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 軽費老人ホームの経営(樽前慈光園)

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(樽前慈生園・(地域密着型)ケアセンターしらかばの郷)

(ウ) 障害者支援施設の経営(生活介護・施設入所支援 樽前かしわざ園)

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営(樽前慈生園・ケアセンターしらかばの郷)

(イ) 障害福祉サービス事業の経営(短期入所 樽前かしわざ園)

(ウ) 老人デイサービス事業の経営

(3) 公益事業

(ア) 居宅介護支援事業(樽前慈生園)

(イ) 苫小牧市地域包括支援センターの受託運営

5. 理事・監事・評議員

(1) 理事・監事(敬称略)

理事長：松神繁俊 常務理事：郡司靖治

理事：木村一紀、宮津礼子、太田由子、藤原浩之

監事：田原雄平、山谷壽郎

任 期：令和7年6月24日～令和9年6月に開催の定時評議員会終結の時

(2) 評議員(敬称略)

紺野健治、福島修、柴田泰子、吉田賢三、若山照子、前田正美、野村真理子

任 期：令和7年6月24日～令和11年6月に開催の定時評議員会終結の時

6. 法人運営方針

(1) はじめに

2026年度(令和8年度)は、「地域共生社会の深化」と「人手不足への緊急対応」が最優先課題となります。厚生労働省は3年周期を前倒して令和8年6月に「プラス2.03%」の臨時介護報酬改定を予定しており、これは物価高騰による実質賃金の低下を防ぎ、他産業への人材流出を食い止めるための異例の措置です。

そのため今回の改定の主眼は、介護職員の月額平均 1.9 万円相当の賃上げにあります。当法人においても、この報酬改定を確実に原資として活用し、職員の生活基盤を守ること、安定したサービス提供体制を維持して参りたい。

(2) 利用者負担増への懸念と対応

一方で、経営を圧迫する食材費・光熱費の高騰を受け、8 月には食費（+100 円想定）や居住費の基準額引き上げが予定されています。特に、非課税年金（遺族・障害年金）を収入認定する動きは、利用者の自己負担額を大きく押し上げ、施設利用の継続を困難にするリスクを孕んでいます。利用者・家族への丁寧な説明と、きめ細やかな相談支援が不可欠となります。施設利用するご家族及び利用者、これから施設利用を希望するご家族に対しても少しでも安心感を持っていただけるよう相談・支援に努めたい。

(3) 収益性の改善と経営の安定化

「令和 7 年度介護事業経営概況調査」によれば、業界全体の利益率は 4.4%まで低下し、特別養護老人ホームでは約 4 割が赤字という極めて厳しい経営状況が明らかになっています。人件費や物価の高騰といった逆風が続く中であっても、稼働率の維持・向上に細心の注意を払いながら、収入面では「加算の確実な取得」を徹底し、支出面では経費の節減に向けて支出内容の精査を進めつつ、経費の支出率と収益率のバランス改善に努めて参ります。

これらの取り組みを通じて、安定的な施設運営の実現を図り、地域に必要とされる福祉サービスを継続できるよう、健全かつ安定した経営に邁進して参ります。

(4) 虐待防止への取り組みと職場環境の改善

昨今の国の動きに合わせ、当施設でも虐待防止対策の強化を図り、肉体的・精神的な虐待を一切許さない職場づくりのため、職員研修を必須化し、日頃から言葉遣いやケアのあり方を振り返る機会を設けます。

各種研修や会議を通じて、職員一人ひとりが高い倫理観と意欲を持って働ける体制を整え、改めてコンプライアンス（法令遵守）を全うし、利用者様に寄り添った誠実な施設運営に努めて参ります。

(5) 計画的な人材確保への取り組み

介護職員の確保に向けた取り組みについてですが、少子高齢化と人口減少の進行に伴い、社会全体で全職種において人材不足が深刻化しています。福祉業界においても例外ではなく、有資格者や介護福祉士の確保は極めて困難な状況にあります。

当法人では、ハローワークや各種求人媒体、福祉人材バンクの活用、人材紹介業者の利用など、従来の取り組みを継続して実施してきました。また、将来的な職員不足を根本から解消するため、令和 5 年度からは介護福祉専門学校と連携し、法人独自の外国人留学生支援奨学金制度を創設した結果、支援していた外国人留学生 1 名が令和 8 年 3 月に卒業し、当法人で採用する運びとなりました。

更には、昨年12月には特定技能1号の外国人6名を採用し、現在は介護業務に従事しています。今後も人材不足が一層深刻化することが見込まれるため、計画的に「特定技能外国人」の雇用を進めるとともに、外国人留学生奨学金制度を活用した採用を継続し、人材不足が施設運営の支障とならないよう取り組んで参ります。今後も、多角的な採用ルートの開拓と、職員の定着支援に向けた環境整備を一体的に推進していきます。

7. 本年度の主な施策

(1) 法令遵守

①関係法令及び法人規程の遵守及び定款・規程の迅速な改廃処理

(2) 事業経営の透明性の推進

①定款、事業経営状況の閲覧・公表

②役員・評議員名簿、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の公表

(3) 財務規律の強化

①内部留保の明確化(事業継続用財産の策定・社会福祉充実残高の把握)

②利益供与の禁止

③社会福祉充実残高がある場合の社会福祉充実計画の作成

(4) 利用者の権利擁護の堅持

①虐待及び身体拘束の防止

(5) 職員処遇・職員管理等

①福祉・介護職員及び福祉・介護職員以外の職員の処遇改善

②労働条件の適正化(関係諸規程の迅速な改廃処理)

③職員研修の強化

④中堅職員の育成

⑤ハラスメントの防止と防止対策の周知・啓発

(6) 人材確保事業

①通年募集(ハローワーク・新聞による募集掲載、人材紹介事業所の活用)

②法人の奨学資金制度の運用(介護福祉専門学校に在籍する外国人留学生の養成)

③計画的に外国人介護人材(特定技能1号)の継続雇用

(7) 軽費老人ホーム樽前慈光園老朽化による移転・建設計画

(8) 会計処理の適正化

①税理士法人による指導・相談

(9) 収益減少傾向にある事業のフォローアップの検討

(10) 会計監査人導入準備・検討

(11) 公益的活動への取り組み

①独居や要支援状態の高齢者に対する配食サービス・安否確認事業の継続

②かぎ預かり事業の継続

③子供食堂を含む地域への食料品の提供事業の継続(非常食品の入替時期に合わせて)

④ケアセンターしらかばの郷多機能ホールの地域への無料貸し出し事業の継続

(12) 防災対策

① 苫小牧市との津波避難場所の指定（令和9年度の予定）に係る協議

8. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

(ア) 通常理事会：令和8年5月、9月、12月及び令和9年3月の年4回

(イ) 臨時理事会：随時

- ・ 理事長が必要と認めたとき
- ・ 理事会運営規則に定める理事長以外の理事、監事から開催の招集の請求があったとき

(2) 評議員会

(ア) 定時評議員会：令和8年6月

(イ) 臨時評議員会：随時

- ・ 必要がある場合、理事会の決議に基づき理事長が招集
- ・ 評議員会運営規則に定める評議員から開催の招集の請求があったとき

9. 内部監査

(1) 内部監査及び監査概要

(ア) 定期監査(四半期毎)

- ・ 法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。帳簿・種類の閲覧、現金預金・有価証券・債券・不動産その他の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。
- ・ 理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施。
- ・ 法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

(イ) 臨時監査

監事が、法人の運営について必要があると認めるときに、適宜日程及び内容を定めて実施。

(ウ) 決算監査

理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況の全般について行い、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を受領し、これらの書類について検査。

10. 福祉サービス相談委員会

(1) 委員会の構成

- ・ 第三者委員(敬称略)：田原雄平、山谷壽郎
- ・ 事業者委員(敬称略)：松神繁俊、郡司靖治、小島弘一、末永早久雄、藤原浩之

(2) 開催

- | | |
|---------------|---|
| ・ 第1回:令和8年 5月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第2回:令和8年 9月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第3回:令和8年12月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第4回:令和9年 3月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |

11. 経営会議・役員施設長定例打合せ

法人・施設運営全般に係る打合せを月例及び臨時で開催。

12. 役員研修

北海道社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、社会福祉法人の適正運営や社会福祉諸制度等に関する情報を収集、周知を行う。